

さいたま市告示第371号

さいたま都市計画事業南与野駅西口土地区画整理事業の事業計画の変更をしたので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 土地区画整理事業の名称

さいたま都市計画事業南与野駅西口土地区画整理事業

2 施行者の名称

さいたま市

3 事業施行期間

平成7年8月8日から令和14年3月31日まで

4 施行地区

さいたま市中央区鈴谷一丁目の一部及び鈴谷二丁目の一部

5 事務所の所在地

(1) 住所 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号（中央区役所4階）

(2) 名称 さいたま市役所都市局まちづくり推進部与野まちづくり事務所

6 事業計画の決定の年月日

平成7年8月8日

7 事業計画の変更の年月日

令和8年3月4日

8 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所都市局まちづくり推進部与野まちづくり事務所区画整理係

(2) 電話 048（840）6156